【資料１※R8.10.9差替版※】

令和８年度宮崎市公共施設再生可能エネルギー電力調達事業
プロポーザル実施要領

１．業務の背景・目的

本市は「第四次宮崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、本市の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量を、2013年度比で2030年度までに50%以上削減するとの目標を掲げている。この達成に向けた取組方針の一つとして「2030年度までに、宮崎市の公共施設で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする」ことを掲げており、本事業はこれに基づき、本市の一部公共施設の買電を段階的に実質再生可能エネルギー電力へ切り替えるものである。

本業務の実施に当たっては、確実な環境価値の付与とともに、対象施設の需要特性を踏まえた電力調達の工夫や、昨今の電力市場価格の高騰リスクへの対応など、長期にわたり本市の財政負担を抑えつつ安定的な供給を行うノウハウが不可欠となる。

このため、価格のみならず、小売電気事業者としての確かな実績や供給基盤、本業務に最適化された創意工夫等に関する提案を広く求め、これらを総合的に比較衡量した上で最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

２．業務の概要

（１）名　　称　　令和８年度宮崎市公共施設再生可能エネルギー電力調達事業
（２）場　　所　　宮崎市
（３）対象施設　　２施設（エコクリーンプラザみやざき、宮崎市中央卸売市場）
（４）内　　容　　別紙仕様書のとおり
（５）履行期間　　契約締結日から令和10年３月31日まで
※ただし、電力供給期間は令和９年４月１日を始期とする。
（６）提案限度額　合計191,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ただし、内訳として以下の金額を超えないこと。なお、以下の金額には燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まれていない。
・エコクリーンプラザみやざき：約85,485,000円（約800,000kWh購入）
・宮崎市中央卸売市場：約106,065,000円（約4,750,000kWh購入）

３．公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

市公共施設への再生可能エネルギー電力の供給にあたっては、確実な環境価値の付与とともに、安定的な電力供給体制が求められる。価格に加え、昨今の市場価格高騰リスクへの対応策や、対象施設の特殊な需要カーブ（施設休炉等）を踏まえた調達の工夫などを総合的に勘案し、本業務を最も確実に遂行できる受託候補者を選定する必要があるため。

４．業務スケジュール

（１）	公募開始日	令和８年９月25日（金）
（２）	参加申込書等の提出締切日	令和８年10月15日（木）正午必着
（３）	質問の締切日	令和８年10月16日（金）正午必着
（４）	質問に対する回答日	令和８年10月23日（金）まで随時
（５）	参加資格確認結果通知	令和８年10月23日（金）まで
（６）	提案書等の提出締切日	令和８年11月２日（月）正午必着
（７）	審査実施日	令和８年11月10日（火）
（８）	審査結果通知	令和８年11月13日（金）まで
（９）	契約締結	令和８年11月下旬

※各実施日について変更が生じた場合、市ホームページに掲載する。

５．参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）宮崎市競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、第一希望業種又は第二希望業種が「電力」であること。

（２）電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づき、経済産業大臣の登録を受けた小売電気事業者であること。

（３）予定使用電力量を確実に供給でき、供給する電力が仕様を満たすと認められる者であること。

（４）参加申込時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（５）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（６）法人の役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第２条第３号に規定する暴力団関係者ではないこと。

（７）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受けていないこと。

（８）宮崎市税及び国税に滞納がないこと。

６．参加申込の手続き

（１）事務局（問合せ先）

〒880－8505　宮崎市橘通西一丁目１番１号
宮崎市 環境部 環境保全課 ゼロカーボン推進室（第２庁舎４階）
電　話　0985－21－1763
ＦＡＸ　0985－22－3522
E-Mail　09hozen@city.miyazaki.miyazaki.jp

（２）提出書類

参加申込時は以下の書類を各１部提出すること。
①参加申込書兼誓約書（様式第１号）
②法人概要（様式第２号）

（３）提出方法

電子メールにより、（１）の事務局あてに提出すること。
※送信後、必ず事務局へ電話確認を行ってください。

（４）提出期限

令和８年10月15日（木）正午必着

（５）参加資格確認結果通知

令和８年10月23日（金）までに電子メールにて通知する。

（６）基礎資料の提供

参加申込書等を受理し、参加資格を有すると確認した事業者に対し、提案書の作成に必要な基礎資料（対象施設の過去の30分値データ等）を電子データにて別途提供する。受領したデータは本プロポーザルの提案目的以外に使用してはならず、データの受領をもって本件に関する秘密保持に同意したものとみなす。

（７）留意事項

参加申込書兼誓約書等の提出がなかった場合、又は参加資格がないと認められた場合は、企画提案書類を提出されても受け付けない。

７．質問及び回答

（１）質問

①質問方法

電子メールにより、質問書（様式第３号）を本要領６（１）の事務局あて送付すること。

その際、件名は「質問書（令和８年度宮崎市公共施設再生可能エネルギー電力調達事業プロポーザル）」とし、送信後、必ず事務局へ電話確認を行うこと。

②受付期間

令和８年９月25日（金）から令和８年10月16日（金）正午必着

（２）回答

①回答方法

本市のホームページに掲載する。

②回答日

令和８年10月23日（金）まで随時

③備考

質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、当該箇所を省略して回答するか、又は質問者に対してのみ個別に回答する。なお、回答に対する再質問は受け付けない。

８．企画提案書の提出

（１）提出書類

企画提案に当たっては、別紙仕様書を参照の上、以下の書類を各１部ずつ提出すること。

<table>
<tr><th>書類名</th><th colspan="2">留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①企画提案書
（任意様式）
（PDF）</td><td>正本</td><td>企画提案者名を記載すること。</td></tr>
<tr><td>副本</td><td>企画提案者名やそれを類推・特定できる部分、社名やロゴ等を消して（マスキング等）作成すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・Ａ４判横書き、合計10ページ以内で作成すること。（表紙・目次を除く）
・項目内での表現方法や図表の活用等は各者の創意工夫によるものとするが、次の内容を、以下の順で必ず記載すること。
①供給する再生可能エネルギーの電源構成（※）及び環境価値（非化石証書等）の調達方法
（※）電源構成については、自社保有電源、相対契約、市場（JEPX）調達等の各調達比率（%）を明記すること。
②同種・類似業務の受託実績
③市場価格高騰時における価格変動リスクへの対応方針
④事業実施体制及び緊急時（大規模停電や需給ひっ迫時等）の連絡対応体制
⑤-1一般送配電事業者（九州電力送配電株式会社）との接続供給契約等、令和９年４月１日の供給開始に向けた確実な切替手続きのスケジュール
⑤-2定期的な設備メンテナンスや事故・故障に伴う休炉等への対応
⑤-3長期にわたり安定した電力供給の実施を見込める事業モデル
⑥地域経済への波及効果（市内・県内の再エネ電源の活用比率等）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">②見積書
（任意様式）
（PDF）</td><td>正本</td><td>企画提案者名を記載すること。</td></tr>
<tr><td>副本</td><td>企画提案者名やそれを類推・特定できる部分、社名やロゴ等を消して（マスキング等）作成すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・Ａ４判横書きで作成し、積算根拠・内訳（明細）を明記すること。
・経費の妥当性を比較するため、内訳は以下の項目に区分して記載すること。なお、各社の提案価格を公平に比較するため、見積金額の算定には「燃料費調整額」及び「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を含めないものとする。
①基本料金単価
②電力量料金単価
③環境価値付加単価（非化石証書等調達費用）</td></tr>
</table>

③業務実績を確認できる資料	・企画提案書に「同種・類似業務の受託実績」を記載する場合、その裏付けとなる契約書の写し等を提出すること（金額等は黒塗り可。社名等のマスキングは不要）。 ※本資料は事務局での事実確認にのみ使用し、選定委員には提供しない。 ※過去に受託実績がない場合、本資料の提出は不要。

（２）提出方法

電子メールにより、本要領６（１）の事務局あて提出すること。

（３）提出期限

令和８年11月２日（月）正午必着

（４）企画提案書の作成方法

企画提案書については、仕様書を参照の上作成すること。なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

９．評価方法

（１）評価基準

別紙評価基準のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを対面形式で実施する。

①日程　令和８年11月10日（火）

②内容　１企画提案者につきプレゼンテーション20分間、ヒアリング15分程度

③備考　プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された企画提案書（副本）のみとする。企画提案者は、プレゼンテーションの際にPCを持参し、備え付けのHDMIケーブルを用いて企画提案書（副本）をスクリーンに投影することが可能である。なお、時間や会場等の詳細は、企画提案者に別途通知する。

（３）受託候補者の選定方法

①宮崎市公共施設再生可能エネルギー電力調達事業プロポーザル方式選定委員会設置要領第３条に規定する委員が、提案内容を審査し、評価基準に基づき採点を行う。

②委員ごとに評価を行い、全ての委員の順位点の合計が最も高い企画提案者を受託候補者として選定する。

③合計点数が同一の企画提案者が複数いた場合には、委員の多数決により決定する。多数決の結果、同数となった場合は、委員長が意思表示をした者を受託候補者として選定する。

④評価点の合計が評価基準全体の60％未満の場合、評価点の合計が最も高い企画提案者であっても、受託候補者として選定しない。

（４）その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

①参加申込書等又は提案書類等について、提出期限を過ぎて提出された場合。

②提出書類に虚偽の記載があった場合。

③見積金額が、提案限度額（各施設の上限額を含む。）を超えている場合。

④審査の公平性を害する行為があったと本市が認める場合。

⑤正当な理由なくプレゼンテーション開始時間までに来庁しなかった場合。

⑥仕様書で定める供給電力の環境価値要件（実質再生可能エネルギー100％等）を満たす提案でない場合。

10．選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての企画提案者に電子メール及び書面にて通知するほか、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。ただし②及び③は、参加が２者の場合は公表しない。

①受託候補者の名称、点数

②企画提案者の名称（50音順）

③受託候補者以外の点数（点数の高い順）
（受託候補者以外の企画提案者の名称と点数は関連付けない。）

11. 契約に関する事項

（１）契約の締結

受託候補者と本市の間で、事業内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、実際の電力需給契約については、対象施設（エコクリーンプラザみやざき、宮崎市中央卸売市場）ごとに個別に締結するものとする。

（２）契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第１号）第105条第１項の規定に基づき、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第１項各号に該当するときは免除とする。

（３）その他

①契約代金の支払いは、各月ごとの実購入電力量に基づく毎月払いとする。
②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式第４号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12. 留意事項

（１）提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しない。
②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、本市からの指示があった場合は除く。
③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第３号）に基づき対応する。

（２）使用言語・通貨及び単位等

本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。

（３）その他

①本プロポーザルに係る費用については、全て企画提案者の負担とする。
②本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
③参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式第４号）を提出すること。
④企画提案書等の提出書類の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でできるものとする。
⑤企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
⑥企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
⑦企画提案者は、受託候補者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
⑧企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を参加させず、又は公募の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
⑨企画提案書及び見積書は、１者につき１提案に限る。
⑩企画提案者が１者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容を審査し、受託候補者としての選定の可否を決定する。
⑪受託者は、本業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

附　則

この要領は、令和８年９月24日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

附　則

この要領は、令和８年10月９日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。